

巻頭言



子どもたちとの約束

シェルターも船出をしてから4年目に入り、今まで73名の女の子が利用してくれました。児童福祉法の改正を踏まえ、子どもたちの「自立」へ向けての支援の在り方をみんなで議論しているところです。今後ともお力添えをよろしくお願ひ申し上げます。

さて、2017年4月10日に国立社会保障・人口問題研究所が2065年までの将来推計人口を発表しました。それによると、現在、わが国には15歳未満の子どもは1571万人ほどいるのですが、それが2040年には1194万人、2065年になると898万人と現在の6割以下の数になり、総人口に占める割合も12.4%から10.2%まで減るらしいのです。更に恐ろしいことに100年後の2115年には子どもの数が520万人と現在の3分の1になるというのです。もうこうなりますと子どもは絶滅危惧種と言ってもいいでしょう。しかし、その割に、日本という国は一人一人の子どもを大切にしていません。それは子どもの視点で今の政治状況をみるとよくわかります。いつの時代も戦争で命を失うのは若者と子どもたちです。ですから平和憲法を守ることができるかどうかが子どもを大切にしているかどうかの試金石だと思うのです。ところが、アベサンたちは、憲法違反の安保法制と共に謀罪の強行採決をして戦争する国を作ろうとしています。一方、家族と子どものための国家予算はEU諸国の3分の1しかありません。つまり、子どもたちの命を後回しにして大人の面子や目先の利益・効率を優先しているわけです。実に愚かなことです。そんなことをしていると社会から子どもが消えていきます。子どもが消えた社会に未来はありません。間違いなく崩壊します。子どもたちは社会の命であり、未来そのものです。

「おとなは、だれもはじめは子どもだった。しかし、そのことを忘れずにいるおとなはいくらもいない」
(「星の王子さま」から)嘆みしめたいことばです。

私たちは、子どもたちの笑顔と輝く瞳のために「凛」として平和憲法を守らなければなりません。それが子どもたちとの約束なのですから。



子どもシェルターレラピリカ
理事長

内田 信也



「子どもシェルター」と「弁護士会」

札幌弁護士会 会長 大川 哲也



平素より札幌弁護士会の活動にご理解ご協力賜り、誠にありがとうございます。会長の私から、改めて、「子どもシェルター」と弁護士会の関わりについてご説明させていただきます。

厚生労働省のデータによると、虐待によって死亡した子どもの数は、2013年度においては69人で、約5日に1人が死亡している計算となります。死に至らずとも虐待の被害に遭う子どもの数たるや、想像を絶しているといつても過言ではありません(同データでは、2014年度の児童相談所の虐待相談件数は約8万9000件に及んでいます)。家庭に帰れない子を保護する法制度としては、児童福祉法に基づく児童相談所の一時保護があります。しかし、児童福祉法は18歳未満の子どもを対象としているため、18歳以上の子どもは原則として一時保護の対象となりません。また、18歳未満の子でも、児童相談所の一時保護施設は定員超過状態となることが多く、適時適切な保護が困難となる場合もあります。このような「どこにも居場所がない子どもたち」の命や健康を守るために「駆け込み寺」が、「子どもシェルター」です。

東京を皮切りに、各地で「子どもシェルター」が設立されていきましたが、これらの開設・運営には、いずれも当地の弁護士・弁護士会が深く関わっています。子どもの保護のためには、「親権」と激しく対峙

することが少なくありません。また、設立や運営のための資金のための寄付を募る、行政と折衝して医療費等の保護を受けられるようにする、等の交渉も必要となります。こういった活動や交渉は、法律実務家である弁護士においてこそなしうるものなのです。札幌においても、2013年2月、札幌弁護士会の「子どもの権利委員会」委員が中心となり、「NPO法人子どもシェルターレラピリカ」を設立しました。理事長の内田信也弁護士、そして副理事長の私も、同委員会委員長経験者です。その後の運営についても同委員会が深く関与しています。業務を開始して既に約3年半が経過していますが、これまで73人の利用をいただいています。特に若手の弁護士を中心に、奮闘の毎日です。

本年は日本国憲法施行70年を迎え、札幌弁護士会としても、かかる節目の年にあたり、日本国憲法の定める「個人の尊厳」「基本的人権の尊重」の精神に則り、地道な人権擁護活動を展開していく所存です。そして、子どもに対する虐待は、深刻な人権問題です。札幌弁護士会は、「子どもシェルターレラピリカ」の活動を通じるなどして、虐待問題に取り組んでいきます。札幌弁護士会、そして「子どもシェルターレラピリカ」の活動に、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。



札養協職員研修会への参加報告

弁護士 平野 美里

平成29年1月30日、第3回札養協職員研修会に参加いたしました。この研修会は、札幌市児童養護施設協議会が、毎年3回位、社会的養護の施設等の関係者との間で開催している研修会です。レラピリカからも、スタッフや弁護士ができる限り参加し、勉強し、情報共有や意見交換の場として活用させていただいております。

昨年度の3回目の研修会は、児童養護施設の興正学園で実施され、レラピリカの理事でもある札幌こころの診療所院長の中野育子先生による講演と興正学園の見学が行われました。

中野先生には、「発達障害とトラウマ～児童養護施設の子どもたちへの診察を通して」というテーマで講演をしていただきました。

まず、発達障害、ASD、ADHD等の診断方法、診断の難しさ、診断にあたっては、生活の場面で見えてくるものが重要であること、それぞれの障害の特徴や治療方法等についての話をいただきました。

レラピリカでも、障害を抱えた子どもが入所することができます。レラピリカは、児童養護施設とは違い、小児期の子どもが入所してくることはなく、入所期間もとても短期間ではありますが、短期間であっても、その生活の中で見えてくるところもあるかもしれませんので、より一層、子どもたちの生活の様子を見ることは大切だと思いました。

また、虐待による脳への影響についての話もありました。虐待を受けた子どもの脳は、早期から、傷(障害)を受けることがわかつてきましたということでした。特に乳幼児期から小児期における影響が大きく、小児期の身体的・精神的虐待等の逆境体験が、心身の健康に影響を与えてしまうのです。逆境体験によるトラウマに対する治療としては、早期に安心安全な場所の提供が大切であり、それによって、脳への傷が大きくならずにすむこともあるとのことです。

虐待による脳への影響があることについては、初めて知り、勉強不足であったことを痛感しました。そして、安心安全な場所の提供の重要性について、改めて認識し、それはまさにレラピリカの役割であり、幼少期に提供できるわけではありませんが、遅くとも、一時でも、これまで以上に安心安全な場所を提供できるように心がけていきたいと思いました。

講演後、新しい興正学園を見学させていただきました。広々とした空間や、いろんな目的に応じた構造が組み立てられており、子どもたちの特質に対応できるようになっており、子どもたちにとってよりよい生活の場所が提供されていると思いました。

今後も研修会に参加して勉強し、他の施設と情報共有し、連携を図っていきたいと思います。



子どもシェルターとレラピリカが抱える問題(その5)

事務局長 中島 圭太朗

今回は、前回に引き続き先の国会(平成28年1～6月の通常国会(第190回常会))で成立した改正児童福祉法(以下、この改正法について「今回の改正」「今回の改正法」「改正法」等といいます。)と子どもシェルターの関係についてお話をすることにします。

1 子どもシェルターに関する児童福祉法の改正点

今回の児童福祉法改正は多岐にわたるのですが、子どもシェルターとの関係で影響があると思われるものを取り上げてみます。主に一時保護と自立援助ホームに関する改正ということになります。

(1) 児童の年齢について

今回の改正では、児童福祉法が規定する児童の年齢が満20歳まで引き上げられるのではないかと期待されていましたが、その点の改正は見送られました。子どもシェルターが生まれた背景である、児童福祉法の対象年齢満18歳未満と成人年齢20歳との間に隙間があるという点は続くことになります。

(2) 措置延長

一時保護は、従前の児童福祉法では18歳未満の子どもを対象としていましたが、今回の改正法では、特に必要があると認められるときには、満20歳まで一時保護を継続することができるようになりました(措置延長)。

また、児童養護施設等に対する措置(児童福祉法27条1項3号)は、従前の児童福祉法でも満20歳に至るまで延長することができることになりました。改正法では18歳を超えてから一時保護に切り替えることも可能ですし、一時保護に切り替えた後児童養護施設等に対して新たに措置をとることも可能となりました。

そして、自立援助ホームへの入居(児童自立生活援助事業)は、従前の児童福祉法では満20歳未満の義務教育就労児童等を対象としていましたが、改正法では、高等学校・大学等の生徒であるというような一定



の条件下では満22歳に達する日の属する年度の末日まで可能となりました。

2 子どもシェルターに対する児童福祉法改正の影響

(1) 子どもシェルターに入ってくる子どもたちは、一時保護委託による子どもたちと、自立援助ホームへの入居措置による子どもたちがほとんどです。

従前は、一時保護委託で入ってきた子どもが18歳に近づいたり、自立援助ホームへの入所措置で入ってきた子どもが20歳に近づいたりすると、18歳、20歳のその後をどうするのか急いで検討開始しなければならない状況でした。しかし、改正法では、措置延長がありますから、ひとまずその点は気にせずにその子どもの抱えている問題の解消に向けて、支援を続ければよいということになります。

(2) しかし、児童自立生活援助事業の措置延長は、学校への在籍が要件となっていますので、子どもシェルターに入てくる子どもたちのうち、この要件を満たす子どもたちがどれだけいるか、あるいは、この要件を満たす形で次の居場所に送り出してやることができるか、という新たな問題が出てきます。

子どもシェルターレラピリカでは、場所の秘匿や地理的な問題から、原則として、シェルター「のんの」入所中の通学を認めていません(例外については個別具体的な状況に応じて判断をするということになっています。)。

また、高校や大学に在籍・通学するということは、学費の用意もしなければなりません。子どもシェルターから巣立った後も、自立援助ホームにお世話になって進学を続ける場合には、学費を出してくれる「スポンサー」を考えいかねばならないのです。残念ながら、現在の日本において、学費と生活費の双方を賄ってくれるような奨学金を用意してくれるところは、親や親族を除いてはありません。家庭に問題を抱えて居場所を求めて子どもシェルターを訪ねてくれる子どもたちにとって、学校への在籍と進学、児童自立生活支援事業の利用を両立させるのは、改正法の下でも依然として難しいのです。

(3) とはいっても、今回の児童福祉法改正は、高年齢の子どもに対する支援、被虐待児の自立支援に一步踏み出したものであると考えてよさそうです。

さて、次回はこの記事の最終回として、子どもシェルターを巣立つ子どもたちとの関係について少しお話をさせていただきます。

以上



コタンとともに

私は、レラピリカが設立されて間もなく、理事として子どもシェルターの活動に関わるようになりました。

理事は、シェルターの運営全般に関わるのですが、仕事のひとつに「コタン」と一緒に入所してきた子どものサポートをする、というものがあります。私が直接担当したのは2人ですが、それぞれのケースで、弁護士としての日常的な仕事とは違う緊張感がありました。その顛末を一部ご紹介します。

初めて関わったAさんのケースは、一緒に担当した「コタン」が奮闘記を執筆しています(5号)。「コタン」いわく、「レラピリカが子ども受け入れを開始して数か月後に来た子どもで、担当理事もスタッフもコタンも手探り状態の中での支援でした」という状況で、まさに手探りの支援となりました。

レラピリカにくる子どもは、先に児童相談所から連絡がくることが多いのですが、Aさんは、自分でレラピリカにたどり着いた子どもでした。家族との関係がうまくいかずに家を出てきたのですが、関係を修復して自宅に戻り、家族と生活していくことを望んでいました。Aさんの話を聞くと、彼女が現状を打破しようとしている強い気持ちが伝わり、なんとか両親にその気持ちをわかってもらい、関係を改善することはできないかと考えました。

両親からは、早々にレラピリカの事務局に連絡が入っていました。「虐待」をする家族から防衛する場合であれば、各種マニュアル的なものがありますが、関係の修復を望む場合にはマニュアルなどありませんので、まずは会って話を聞き、両者の関係調整を試みることにしました。

コタンの奮闘記にもあるとおり、調整は難航しました。私たちは、当初、Aさんの気持ちを真摯に伝えれば両親の態度も変わるのでないかと期待していました。しかし、両親には両親の思いがあり、ここに至るまでの関係性もあって、なかなか溝は埋まりませんでした。Aさんと話し合い、Aさんが母親に直接気持ちを



弁護士 市毛 智子

伝える場を設定したのですが、思い描いた展開とは程遠く、途方にくれる日々でした。

Aさんは、当初から自宅に戻ることを望んでいましたので、両親とAさんが決定的に敵対することは避けなければならず、なんとか信頼関係を築きたいと思っていました。しかし、他人の私たちが家族の関係を調整することは本当に難しく、私と両親の関係は日に日に険悪なものとなっていました。他方、Aさんも、レラピリカでの生活が長くなるにつれて体調を崩すことが増え、その対応にも頭を悩ませることになりました。

最終的には、Aさん自身が自宅に戻る時期を決め、家族もそれを受け入れて、Aさんは自宅に戻っていました。

改善策を打ち出せないままの退去となり、心配していたのですが、しばらく経って近況を知らせる電話がコタンに入り、希望する進路にすすむことができたと聞きました。レラピリカに来るという選択をした行動力のあるAさんですので、自ら掴んだ道で今も頑張っていると期待しています。

2人目のBさんも、児童相談所ではなく、入院中の病院から連絡がありました。体調を崩して入院していたのですが、元々生活していた自宅には戻れず、生活環境を整えるために、レラピリカに入所することになりました。

Bさんの場合は、一人暮らしのための準備をするという方向性がはっきりしていました。また、「コタン」が類似のケースを扱ったことがあります。市の生活保護課とかけあったり、家を探しにいったりと積極的に動いてくれて、理事の出番はありませんでした。

1か月程度で転居先が見つかり、コタンとスタッフが手伝って引っ越しをしました。たまたまその時期に転居する弁護士がいて、家電を譲ってもらうこともできました。Bさんには、施設に預けている長男がいたのですが、いずれその子を引き取って一緒に生活することを望んでいました。新しい家で一人暮らしを始める事になり、今後、苦労することもあるとは思いますが、お子さんと一緒に穏やかに暮らしていくことを願っています。

レラピリカは、これまでに70名を超える子どもと関わってきました。入所してくる子どもにはそれぞれに事情があり、本当に大変な環境を生き抜いてきたことがわかります。残念ながら、レラピリカが関わることで、彼女たちが抱える問題が全て解決するということはできないのですが、せめてレラピリカにいる間は羽を休めて、次に進むエネルギーを充填していってほしい、そのためには力を尽くしていきたいと思います。

以上



スタッフ通信

のんの生活は、様々な苦労や経験をしてきた方が来ますので、まずはゆっくり休み、ゆっくり過ごす事を優先し考えていました。なので、生活の日課も細かくは決めておらず、起床・就寝があり、その間に食事の時間があるぐらいでした。そうすると、昼夜逆転してしまいがちな方も出てきます。スタッフも睡眠の大切さはもちろん、基本的な落ち着いた生活習慣がとても大切なのは理解していますから、入居者さんに伝えはしますし、入居者さんも理解はしますが、身体や脳は今までの辛かった事、これから不安…等などを考えてしまい、夜には寝れなくなってしまう…。その様な事態が起こってしまうのです。好きで昼夜逆転しているわけではないんです…。

それでも、のんの生活から旅立つ為にも生活習慣は乱さない事をどうしたらよいのか、スタッフ会議でも何度も話し合い、まずは、午前中に設定の時間を作る事にしました。昼夜逆転を防ぐ事は勿論、入居者さん一人一人の好きな事・苦手な事・得意な事がわかり、それぞれの個性が發揮され、特性を知る事が出来、スタッフが個々をサポートする参考にもなりました。

入居者さんへの説明は、主に学習時間としましたが、学習したくない方も多く、文句を言う方もいますし、気が乗らなくて面白くないとの声も聞こえ、学習に限らず、ある程度の選択が出来る様になりました。市販の漢字ドリルや計算ドリル、ペン字などが人気傾向で、取り組む時間も30分から2時間とそれぞれのペースで行っています。主に中学生が取り組んでいますが、意外と高校生などにも好まれています。その他にも、手芸、塗り絵、読書なども選択できます。時には、冬の除雪作業、夏は庭の雑草取り、畑での収穫作業などもスタッフと相談しながら行っています。

手芸や塗り絵などは、のんのに来て、初めて挑戦したという入居者さんもいます。「暇すぎるし、やる事ないし…」と言い、最初は乗る気ではなかったものの、行ってみたら意外に楽しく、しかも上手だった！という事が良くあります。中には、作品の完成度が高く驚いてしまう事がありました。

この取り組みをしてからの入居者さんはと言いますと、昼夜逆転が少なくなりました。また、入居の際に約束事の確認をしますが、その際に伝え、確認するので、守れますし、守ろうとしてくれます。

やはり最初が肝心と感じました。上記に裁縫や塗り絵などの完成度が高い方がいたりと…と記載しましたが、本当に上手で、写真を撮らせてもらい、のんのブログにて紹介させて頂いたりもしています。皆さんブログも見て頂きたいです。(なかなか更新で出来ない時もありますので、ご了承下さい。)

のんの生活もゆっくりするだけではなく、何も考えずに何かに夢中になる事も良い物で、「人生の中で、こんなにゆっくり過ごす事もない」と言う言葉も入居者さんからは聞かれます。その中で、少しでも気持ちが明るくなる様に、自ら自信になる様な出来事があるのは、良い事だと感じますし、誰かに見てもらえる、褒めてもらえる等の成功した事、達成した事、その時に感じる気持ちも良い物で、沢山味わって貰えたらとも感じています。

その他には、おやつ作り、食事作りもスタッフと行い、皆で食べ、美味しく出来上がっています。とても有意義な時間となっていますし、なっていると入居者さんに感じてほしいと願っています。

今年で開設4年目となります。考えたり、話し合いをし、解決しなければならない課題も見えてきましたりと、まだまだだと痛感します。今後は、どの様になっていくのかは、楽しみな様で不安もありますが、出来る事をスタッフとして行っていこうと思います。

いつも、協力して下さったり、ご理解して頂いているボランティアの皆さん・関係機関の皆さん・夜間ボランティアに来てくださっている女性の弁護士の皆さん・関わって頂いている弁護士の皆さんありがとうございます。これからもよろしくお願い致します。





夜間ボランティアより

のんのの入居者さんたちは、それぞれ様々な問題を抱えてやってきています。

その問題だけでもかなりのストレスなのに、初対面の大人と一緒に過ごすというのは入居者さんにとってどれほど負担になるだろう、あまり距離を縮めすぎるのも嫌がられるかもしれない…ボランティアを始めた当初は、そんなことを考えていました。

ですが、実際ボランティア始めると、そんな不安は杞憂に終わりました。

問題は人それぞれ、ということは、かかわり方も人それぞれで、一緒にトランプや人生ゲーム、卓球などをして盛り上がってみたり、勉強で難しい問題と一緒に考えたり、テレビを見て一緒に笑ったり。入居者さんと一緒に過ごしたのは、そんな普通の生活でした。

そんな中で、自分の家族のことや、将来への不

安などを入居者さんがこぼすことがあります。その一言に、適切な対応ができているかどうか、正直なところ自信はありませんが、真摯に向き合うことで、入居者さんに伝わるものがあればと思っています。

入居者さんが笑顔でのんのを出て行けるお手伝いを、これからも楽しく続けていきたいです。



夜間ボランティアの意見交換会が開かれました

弁護士 栗田 みち子

私が「のんの」で夜間ボランティアをし始めてからもうすぐ丸1年となります。振り返ってみるとあつという間に1年が経ったなあと思っております。私がボランティアをさせていただくのは1か月に1回程度ですが、この1年間で様々な子どもたちと会って、悩み事や恋の話、今はまっていることなど、色々な話をさせてもらいました。どの子も「のんの」で過ごす中で、これまでのこと、今「のんの」に居る間にすべきこと、今後したいことを真剣に考え、自分なりに整理し言葉にしていたのが印象的でした。彼女たちが「のんの」で過ごし、考えたことが今後の人生で生きているといいなと思います。

さて、昨年度の終わりに夜間ボランティア(以下「夜ボラ」といいます。)の意見交換会が行われましたので、その様子を報告いたします。この会は、普段から夜ボラをしてくださっている方々と、弁護士夜ボラと、「のんの」の理事やスタッフさんとで、普段ボランティアをしている上で感じたことや改善点などについて話し合い、「のんの」をより良くしていくこうという思いで開かれたのですが、内実は雑談会のようなもので、ざくばらんにお話をすことができました。夜ボラの方々は料理上手な方が多く、簡単で子供に人気な料理の作り方や、アレルギー食材がある場合の代用食品について教えていただいたりもしました。

意見交換会を通して感じたのは、夜ボラさんたちは、夜ボラ活動に際してあまり不安や苦労を感じていないということでした。その理由は、各夜ボラさんたちの、ボランティア以外の仕事や子育て等の経験からくる人間力のようなものが高く、私のような若手で職務経験や人生経験が浅い者とは大きく違うからではないかと思います。また、私自身は夜ボラ活動を弁護士の仕事の一つである「委員会活動」の一環として行っている面があり、職業柄どうしてもリスクを考え「問題が発生しないように」と緊張しながら行っていたのですが、非弁護士の夜ボラさんは純粋に「ボランティア」として行っており、自らが楽しんでいらっしゃるように感じました。この点は、目から鱗が落ちる思いでした。夜ボラがリラックスして楽しむことで、子どもたちも落ち着いて楽しく過ごすことができ、よりボランティア活動が楽しくなる、ということかもしれません。

意見交換会は最終的に「楽しかったね、またやろうね」ということで終了しました。とても楽しい時間でした。

私自身、夜ボラ活動を通して子どもたちや他の夜ボラさんやスタッフさんと触れ合う中で、たくさんのこと学ばせていただいている。この経験が私の今後的人生で生きていくよう、精進していきたいと思います。



入会・寄付のお願い

子どもシェルターの運営には子どもたちの生活費やスタッフの人工費などで年間1500万円以上の資金が必要です。しかし、行政から支給される公費だけでは不十分で、皆さまからのご寄付を必要としています。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

■会員として継続的にご支援をいただける場合

レラピリカでは、私たちの活動理念に賛同して入会していただける方を募集しております。

入会を希望される方は、「入会希望」と明記のうえ、希望する会員の種別、住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカより入会申込書をお送りします。

なお、入会された方には、レラピリカの活動報告やニュースレター、イベント案内などを継続的にお送りします。

■会員の種類

【正会員】 総会で運営方針などについてご意見をいただく会員(個人のみ)

【賛助会員】 資金面で援助していただく会員(個人、団体)

■年会費

※会員からのお申出がない限り、毎年自動更新となります。

【正会員】 5万円(別途入会金10万円)

【賛助会員】 個人／一口5,000円、団体／一口1万円

■会員にならずご寄付のみいただける場合

匿名での寄付も承っておりますが、可能でしたら、お振込後に住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカよりニュースレターをお送りいたします。

連絡先

〒060-0042 札幌市大通西12丁目
北海道高等学校教職員センター 5階 北海道合同法律事務所内
電話：011-272-3125 FAX：011-272-3126

寄付及び 会費等の振込先

北洋銀行札幌西支店：普通5170871
特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田信也
郵便振替口座：加入者名 特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ
口座記号027109 口座番号101160



ご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。
ニュースレター第6号にてご紹介させていた
だいた以降、新たにご支援を頂戴いたしま
した企業様・団体様をご紹介申し上げます。
(敬称略 2017年5月31日まで)

コストコホールセール
CGCみどりとこころの基金
絵本屋カフェ南風



羽ばたくための 準備をしていきましょう

広い北の大地を
風のように
自由に駆け抜けて
欲しい

●レラピリカに込めた願い

レラピリカとは、アイヌ語で「美しい風」という意味です。
居場所のない子どもたちが、子どもシェルターで生活する間に
少しでも生きる力を蓄え、
子どもシェルターを巣立って行った後は
広い北の大地を風のように自由に駆け抜けて欲しい、
そのような願いが込められています。

声を聞かせて!

2

詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができるか検討します。
入所できるのは原則20歳未満の女子で、入所する際は基本的な約束ごとを理解していただきます。
子どもと面談して、入所の意思を確認します。
入所が難しい場合でも、相談にのったり助言をしたりすることもできます。他の専門機関への橋渡しをすることができる場合もあります。

そして、大空へ…

4

次の生活の場所が見つかったら、レラピリカは卒業です（利用期間は2週間から2か月くらいを目安としています）。
卒業した後も、困ったことや悩みごとがあればいつでも子ども担当弁護士に相談してください。

卒業後でも
困ったことや
悩み事があれば
いつでも
相談できます

翼が疲れたら…

1

居場所のない子どもや相談を受けた大人・機関は、
レラピリカに電話してください。

電話番号

011-272-3125



ようこそ、 レラピリカへ！

3

利用料（食費や宿泊費など）は無料です。
ゆっくり休んで、自立に向けて羽ばたくための力を蓄えましょう。
子ども一人ひとりに子ども担当弁護士がつき、法的な支援や親権者などとの交渉を行います。
家庭への復帰、一人暮らし、住み込み就労、自立援助ホームなど、次の生活の場所を一緒に探します。

